流山市農業委員会
令和８年第11回
総会議事録

令和8年10月9日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和8年第11回総会議事録

1 期　　日　令和8年10月9日(金)
2 場　　所　流山市役所第301会議室
3 議 長 名　水代　啓司
4 署名委員　9番　中嶋　清
　　10番　小菅　康男
5 出席農業委員(委員11名)

1番　森田　元彦	2番　髙城　美佐代
3番　大作　忠夫	
5番　矢口　優子	6番　池田　操代
7番　鈴木　亨	8番　金子　孝博
9番　中嶋　清	10番　小菅　康男
11番　岡田　長政	12番　水代　啓司

6 欠席農業委員(委員1名)
　　4番　鈴田　徹
7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)
　　1地区　松島　健
　　1地区　染谷　光伸　　2地区　海老原　節雄
8 欠席農地利用最適化推進委員(委員1名)
　　2地区　山﨑　日出男
9 書記名　事務局主任主事　窪田　優成

10 事務局　事務局局長　秋元　忠勝
　　事務局次長　染谷　晃
　　事務局次長補佐　水落　朋子
　　事務局会計年度任用職員　斉藤　恒夫

11 会議目次

議案第47号　農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)……1
議案第48号　農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)……4
議案第49号　農用地利用集積等促進計画の決定について……6
議案第50号　農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について……8
報告第32号　認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について……10
報告第33号　転用許可に伴う工事完了の報告について……10
報告第34号　専決処理の報告について……11

▲開会　午後3時2分

〇水代会長　ただ今から令和8年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを報告いたします。

なお、4番　鈴田委員、山﨑推進委員から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

〇水代会長　異議なしと認めます。

9番　中嶋委員、10番　小菅委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主任主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長　お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）」から議案第50号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの4議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第32号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」から報告第34号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

〇水代会長　ただいまの説明について、何か質問ございますか。

（なしの声あり）

〇水代会長　なしと認めます。

〇水代会長　これより議事に入ります。

議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長　議案書の1ページを御覧ください。

議案第47号

農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和8年10月9日提出

今月の申請は2件です。

はじめに、議案1番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方です。
申請地は、西深井の畑2筆、転用合計面積は497平方メートルです。
権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅とするものです。
この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せて御参照ください。
次に、議案2番の権利者は、東京都千代田区に所在する法人です。
申請地は、野々下一丁目の畑1筆、転用面積は162平方メートルです。
山林や宅地を含めた全体面積は、2，233.91平方メートルです。
権利の種類は、賃借権の設定で、転用目的はコンビニエンスストアとするものです。
この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。
説明は、以上です。
よろしくお願い申し上げます。

〇水代会長　本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。
鈴木委員長。

〇鈴木委員長　議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）」を御報告いたします。
今月の案件は、2件です。
本案については、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。
はじめに、1番の申請地は、東武野田線運河駅の南西約700メートルに位置する西深井の畑2筆、合計面積は497平方メートルです。
周囲は小規模な畑と住宅が混在し、東側300メートルには市街化区域が近接しています。
そのため、市街化区域に近接する、規模が10ヘクタール未満の農地として、第2種農地と判断いたしました。
申請地周辺については、北側は道路、西側は雑種地、東側と南側は畑となっています。
次に、申請地の現況については、写真のとおりで草刈済みの状態です。
権利の種類は、使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅です。
権利者は、流山市西深井にお住まいの方です。
申請理由については、権利者は現在申請地の北側に住んでおり、現地での建て替えを検討していましたが、間口が狭く、出入りに不便を感じていたため、自己所有地の中で、現住所に近く、道路からの出入りがしやすい、この場所で申請があったものです。
次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。
木造平屋建て、建築面積133．55平方メートルの専用住宅とする計画です。
土砂等の流出防止対策については、周囲にコンクリートブロックを設置し、流出を防ぐ計画です。
雨水は浸透桝と浸透管を設置し、オーバーフロー分を側溝に排水する計画です。
汚水は浄化槽を設置し、側溝に排水する計画です。
次に、資金計画ですが、建設費が約7，222万円です。
全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中です。
次に、2番の申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の南約1キロメートルに位置する野々下一丁目の畑1筆　面積は162平方メートルです。
農地以外も含めた開発面積は、2，233.91平方メートルです。
周囲は小規模な畑と住宅が混在し、北側100メートルには市街化区域が近接しています。
そのため、市街化区域に近接する、規模が10ヘクタール未満の農地として、第2種農地と判断いたしました。
申請地周辺については、北側は宅地、東側は道路、その他は、別事業の開発許可済みの土地です。
申請地の現況については、写真のとおりで休耕状態です。
権利の種類は賃借権の設定で、転用目的はコンビニエンスストアとするものです。
権利者は、東京都千代田区に本店を置く株式会社で、主な事業内容は、小売業です。
申請理由は、申請地の北側が県道に面しており、幹線道路として交通量の多い場所であることから、沿道サービス施設および休憩所として、十分な駐車場が確保できるこの場所で申請があったものです。
次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。
鉄骨造平屋建て、建築面積201.23平方メートルのコンビニエンスストアと駐車場24台分を整備する計画です。
土砂等の流出防止対策については、周囲はコンクリートブロックを設置し、流出を防ぐ計画です。
雨水は集水桝と雨水貯留槽を設置し、オーバーフロー分を側溝に排水する計画です。
汚水は浄化槽を設置し、側溝に排水する計画です。
次に、資金計画ですが、土地の賃借料は月額約80万円、建設費が1億846万円です。
全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。
他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中です。
以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、土地選定理由や申請理由などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。
報告は以上です。
よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長　ありがとうございました。
これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆8番（金子委員）　1番についてですが、道路を挟んで北側に自宅があり、今回、同一者が建築することは可能なのですか。

◎事務局（染谷次長）　今回は、都市計画法の既存集落の要件で専用住宅を建築するものです。
建築後は、現在の北側の自宅は壊す予定で、それが建築許可の条件となっています。

◆松島推進委員　2番についてですが、申請地以外の畑も最近耕作されていないようですが、利

用は決まっているのですか。
◎事務局（染谷次長） 南側については、農業協同組合の敷地として利用する計画で、令和8年5月に農地法の許可済みです。
◆松島推進委員 わかりました。
〇水代会長 ほかに質問ございませんか。
〇水代会長 1番についてですが、申請者の自宅を建てるわけですが、使用貸借権の設定となっている理由についてお聞かせください。
◎事務局（染谷次長） 土地が共有地で申請者の妻が4分の1所有しているため、その部分に使用貸借権を設定するものです。
〇水代会長 ほかに質問ございませんか。
（なしの声あり）
〇水代会長 質疑なしと認めます。
これより採決を行います。
本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員であります。
よって、議案第47号については、許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

〇水代会長 次に、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を議題といたします。
議案の説明を求めます。
染谷次長。
◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。
議案第48号
農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
令和8年10月9日提出
今月の申請は1件です。
権利者は、野田市野田に所在する法人です。
申請地は、北の畑1筆、転用面積は197平方メートルです。
権利の種類は、使用貸借権の設定で、転用目的は仮設切回し道路・資材置場とするものです。
転用期間は令和9年12月25日までとなっています。
この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。
説明は、以上です。
よろしくお願い申し上げます。
〇水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。
鈴木委員長。
〇鈴木委員長 議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を御報

告いたします。
今月の案件は、1件です。
本案についても、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。
申請地は、東武野田線江戸川台駅の南西約1．7キロメートル、流山インターチェンジから北に約1キロメートルに位置する北の畑1筆、面積は197平方メートルです。
周囲はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。
申請地周辺については、北側は水路、東側は市の所有地、西側と南側は道路となっています。
次に、申請地の現況については、写真のとおりで休耕状態です。
権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は仮設切り回し道路および資材置場です。
一時転用の期間は、令和9年12月25日までの1年2か月です。
権利者は、野田市野田に所在する法人で、主な事業は土木業です。
申請理由については、権利者は南側の大規模開発に伴い、周辺道路の拡幅工事、交差点改良工事を行うことになり、申請地を切り回し道路の一部と、工事を円滑に行うための資材置場として利用するため、この場所で申請があったものです。
次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。
全体を砕石敷きとし、許可後から12月は、道路拡幅工事を行うため、通行者のための切り回し道路の一部および資材置場として利用します。
その後、令和9年1月から2月は交差点の拡幅工事を行うための資材置場として利用します。
令和9年3月から12月は、水路と道路工事を行うための資材置場として利用する計画です。
資金計画については、整備費と撤去費を含めて132万円です。
全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。
土地改良区からは、農業用の配水管や隣接道路に十分注意して工事すること、汚濁物の水路への流入を防止すること、一時転用中も賦課金を納入すること、などの意見書が添付されており、協議済みです。
他法令については、該当ありません。
以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。
報告は以上です。
よろしく御審議をお願いいたします。

〇水代会長　ありがとうございました。
これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆松島推進委員　申請地は、農地としては利用しにくく条件が悪いですが、過去にも一時転用していたことがあったのですか。

◎染谷次長　地目は畑ですが、畑として利用しておらず、休耕状態でした。
　また、過去に一時転用を許可したことはありません。
〇水代会長　よろしいですか。
◆松島推進委員　はい。
〇水代会長　ほかに質問ございませんか
◆9番（中嶋委員）　使用貸借権の設定となっていますが、無償で貸すということですか。
◎染谷次長　小委員会でも確認しましたが、無償ということでした。
〇水代会長　ほかに質問ございませんか。
（なしの声あり）
〇水代会長　質疑なしと認めます。
　これより採決を行います。
　本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
　挙手、全員であります。
　よって、議案第48号については、許可することに決定いたしました。
　ありがとうございました。

〇水代会長　次に、議案第49号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。
　議案の説明を求めます。
　染谷次長。
◎染谷次長　議案書の3ページを御覧ください。
議案第49号
　　農用地利用集積等促進計画の決定について
　次のとおり、農用地利用集積等促進計画について審議を求める。
　令和8年10月9日提出
　今月の申請は5件です。
　はじめに議案1番と2番の権利者が同一のため、一括して御説明いたします。
　権利者は、流山市西深井にお住まいの方で、職業は兼業です。
　対象となる農地は、西深井の畑2筆で、合計面積は836平方メートルです。
　利用権の設定期間は、新規により10年間で、権利の種類は使用貸借です。
　議案案内図につきましては、7ページにございますので、併せて御参照ください。
　次に、議案の3番の権利者は、流山市西深井に所在する法人です。
　対象となる農地は、西深井の畑2筆、合計面積は660平方メートルです。
　利用権の設定期間は、実質更新により7年間で、権利の種類は賃貸借です。
　議案案内図につきましては、9ページから10ページにございますので、併せて御参照ください。
　次に、議案書4ページの4番から5番の権利者が同一のため一括して御説明いたします。
　権利者は、流山市南にお住まいの方で、職業は農業です。
　4番の対象となる農地は、小屋の田2筆、合計面積は1，850平方メートルと5番の農地は、小屋の田1筆、北の田4筆、合計面積5，049平方メートルです。

利用権の設定期間は、実質更新により10年間で、権利の種類は賃貸借です。
議案案内図につきましては、11ページにございますので、併せて御参照ください。
説明は、以上です。
よろしくお願い申し上げます。

○水代会長　本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。
鈴木委員長。

○鈴木委員長　案第49号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。
今月の案件は、5件です。
はじめに1番と2番の権利者が同一のため一括して説明いたします。
また、権利者は初めて、利用集積制度での貸借を行うため、ヒアリングを実施しています。
1番と2番は、新たに10年間の利用権を設定するものです。
権利者は、西深井にお住まいの方で、職業は兼業です。
申請地の北側が所有地であり、これまで10年以上はホウレンソウ、サツマイモ、ネギ、小松菜などを耕作してきたということです。
所有する農機具については、トラクターや管理機、軽トラックなどを所有しています。
経営面積は約1，700平方メートル、農業従事日数は150日、農業従事者は2名です。
申請地については、写真のとおりで、耕起済みです。
次に、3番は、引き続き7年間の利用権を設定するものです。
権利者は、西深井に所在する農地所有適格法人です。
経営面積は約4．3ヘクタール、昨年度の売上げは約3，400万円です。
申請地については、写真のとおりで、草刈済みです。
続いて、4番と5番の権利者が同一のため一括して説明いたします。4番と5番については、引き続き10年間の利用権を設定するものです。
権利者は、南にお住まいの方で、職業は農業です。
経営面積は約3．9ヘクタール、農業従事日数は300日、農業従事者は3名です。
申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みです。
以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。
よって、本案については、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。
報告は以上です。
よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長　ありがとうございました。
なお、本案の4番と5番については、鈴木委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。
鈴木委員の退席を求めます。

（午後3時33分　鈴木委員退席）

○水代会長　これより、本案の4番と5番に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

○水代会長　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。
本案の4番と5番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員であります。
よって、議案第49号の4番と5番については、承認することに決定いたしました。
鈴木委員の除斥を解きます。

（午後3時34分　鈴木委員入室）

〇水代会長　次に、本案の1番から3番に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆5番（矢口委員）　1番と2番についてですが、借受人は兼業ということで、図面で借受人耕作地と表示されている場所で野菜を作っているところを見たことはないのですが、何を作付けしているのですか。

◎染谷次長　細長い部分は通路ですが、その通路の奥ではサツマイモを作付けしているところを確認しています。また、西深井に田を所有していますが、草刈り等により保全管理をしている状況です。

◆5番（矢口委員）　わかりました。

◆1番（森田委員）　1番と2番についてですが、出荷先はどこを予定していますか。
また、1番の貸付人は、全ての農地を貸すことになりますが、農業をやめてしまうということでしょうか。

◎染谷次長　自家消費が基本ですが、知り合いの方から注文を受けて納品しているということでした。
また、申請地は10年間くらい耕作しておらず、草刈りにより保全管理している状況でしたが、農業をやめるかどうかについてはわかりません。

◆1番（森田委員）　わかりました。

〇水代会長　ほかに質問ございませんか。

（なしの声あり）

〇水代会長　質疑なしと認めます。
これより採決を行います。
本案の1番から3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員であります。
よって議案第49号の1番から3番について、承認することに決定いたしました。
ありがとうございました。

〇水代会長　次に、議案第50号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。
議案の説明を求めます。
染谷次長。

◎染谷次長　議案書の6ページをお開きください。
議案第50号
農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和8年10月9日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市南流山七丁目にお住まいの方です。

申請地は、古間木の登記地目　田2筆、合計面積は251㎡で、変更後の地目は宅地です。

議案案内図は、13ページと14ページにございますので、併せて御参照ください。

現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長　本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長　議案第50号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地について、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約1．5キロメートルに位置している土地です。

昭和45年以前から、配置図のように、進入路と宅地の一部として使用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成14年5月に撮影された航空写真が添付されています。

次に、申請目的については、登記簿上の地目は田となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり、住宅と納屋、進入路として利用されていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、いずれの土地についても、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長　ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

○水代会長　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第50号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

〇水代会長　次に、報告第32号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長　議案書の7ページを御覧ください。

報告第32号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第15号に規定する事業について、次のとおり事業計画書が提出されたので報告する。

令和8年10月9日報告

本件は、農地法の許可等が不要な案件のうち、農地法施行規則第53条第15号にあります「認定電気通信事業者が中継施設又はこれらの施設を設置するために、権利を取得する場合」については、農林水産省の通知により、事業計画書を提出することとなっているため、提出されたものです。

今月の報告は2件です。

1番は下花輪の登記地目田1筆の一部　面積2．25平方メートルに基地局を設置するものです。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の15ページから16ページにございます。

2番は名都借の畑1筆の一部　面積2．25平方メートルに基地局を設置するものです。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の17ページから18ページにございます。

報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

〇水代会長　ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

（なしの声あり）

〇水代会長　特にないようですので、次に進みます。

〇水代会長　次に、報告第33号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長　議案書の8ページをお開きください。

報告第33号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和8年10月9日報告

今月の工事完了報告は1件です。

本件は、令和7年12月の総会で審議がなされ、令和7年12月26日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の19ページと20ページにございま

す。
9月4日に第1小委員会の皆様に現地を確認いただきました。
また、現地確認した際の写真につきましては、スクリーンに表示しておりますので、併せて御参照ください。
今月の報告は、以上です。
よろしくお願いいたします。
○水代会長　ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
（なしの声あり）
○水代会長　特にないようですので、次に進みます。

○水代会長　次に、報告第34号「専決処理の報告について」報告を求めます。
染谷次長。
◎染谷次長　議案書の9ページをお開きください。
報告第34号
専決処理の報告について
流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。
令和8年10月9日報告
最初に、1.の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。
今月の届出は、1件　2筆　合計面積16.54平方メートルです。
次に、2.の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。
今月の届出は、13件　25筆　合計面積10,983.05平方メートルです。
いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議案書10ページには、今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。
第4条につきましては、住宅用地が1件です。
第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が13件の届出がありました。
今月の報告は、以上です。
よろしくお願いいたします。
○水代会長　ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
（なしの声あり）
○水代会長　特にないようですので、次に進みます。
以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。
これをもって、令和8年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。
慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会　午後３時48分
この議事録は、真正であることを認めて署名する。
令和8年10月9日

流山市農業委員会長 永井啓司

流山市農業委員会委員 小菅康男

流山市農業委員会委員 中嶋満